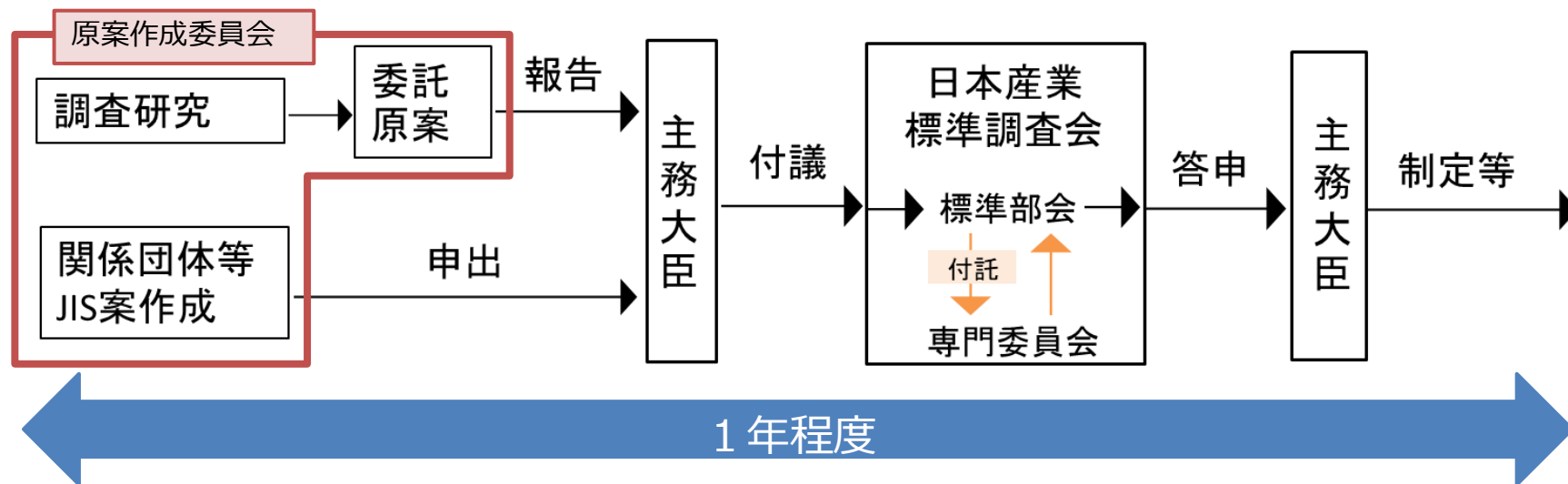


## 全体の流れ



- 先端技術の急速な進展や国際規格との整合に対応するため、国や産業界等で標準化すべき課題が選定されると、JIS原案を検討する委員会（JIS原案の利害関係者から構成される「**原案作成委員会**」）でJIS原案がまとめられ、主務大臣に報告又は申出。
- 報告または申出されたJIS原案は、産業標準化法に基づいて **日本産業標準調査会（JISC）** における意見受付公告（パブコメ）、専門委員会、標準部会の審議を経て、主務大臣によって制定。

## JIS原案作成委員会について

- JIS原案作成委員会は①学識経験者や行政職員などの中立者、②メーカーである民間機関、③ユーザーである民間機関、④事務局（JIS原案作成者）によって構成される。
- 行政職員はメーカー、ユーザー、学識経験者の意見の調整を行う役割として参画。